

(2) 対応予定のもの

構造特区第12次提案募集で提案されたもの

管理コード	要望事項(事項名)	制度の現状	求める措置の具体的内容	府省庁名	担当部局課名	取組の内容	取組の実現時期	問合せ先
040020	地方公務員の高齢者部分休業の取得可能年齢の下限の引下げ等	定年退職日から5年を超えない範囲内において条例で定める期間満了日の後、職員が希望する日から定年退職日までの期間、勤務時間の一部について勤務しないことが可能(高齢者部分休業、地方公務員法第26条の3)	高齢者部分休業における短時間勤務職員による並立任用制度の導入を前提として、教員については、その対象者を拡大するため、高齢者部分休業の取得可能年齢の下限を現行の55歳から50歳に引き下げる。	総務省	自治行政局公務員部公務員課	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成25年法律第44号)中の地方公務員法の一部改正により、高齢者部分休業の休業期間について、法定の要件に係る規定を削除し、休業の対象となる高齢職員の年齢を条例で定めることができるよう措置	平成26年4月1日	03-5253-5111(代表)

構造特区第13次提案募集で提案されたもの

管理コード	要望事項(事項名)	制度の現状	求める措置の具体的内容	府省庁名	担当部局課名	取組の内容	取組の実現時期	問合せ先
0420100	地方公務員の高齢者部分休業の取得可能年齢の下限の引下げ等	定年退職日から5年を超えない範囲内において条例で定める期間満了日の後、職員が希望する日から定年退職日までの期間、勤務時間の一部について勤務しないことが可能(高齢者部分休業、地方公務員法第26条の3)	高齢者部分休業の取得可能年齢の下限を現行の55歳から50歳に引き下げるとともに、取得職員の事情に応じて、部分休業の撤回又は部分休業時間の短縮を認めることを可能とする。	総務省	自治行政局公務員部公務員課	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成25年法律第44号)中の地方公務員法の一部改正により、高齢者部分休業の休業期間について、法定の要件に係る規定を削除し、休業の対象となる高齢職員の年齢を条例で定めることができるよう措置	平成26年4月1日	03-5253-5111(代表)